第20期　水俣学講義

水俣病と地方紙の役割

2021.11.25　熊本日日新聞社　石貫謹也

熊日の水俣病取材体制

水俣芦北総局＝主に患者さんや現地の支援者を取材

政経部＝知事や水俣病担当課、県議会を取材

東京支社＝主に環境省やチッソを取材

文化生活部＝作家や写真家の活動をフォロー

地域報道本部社会担当（旧社会部）
＝水俣病を巡る動き全般。裁判、研究者など

水俣病患者認定までの流れ

県に患者認定を申請

▼

汚染された魚介類をどのくらい食べたか県が疫学調査。検診も

▼

結果を踏まえ県水俣病認定審査会が審査。知事に答申

▼

答申を踏まえ知事が処分（認定か棄却。処分保留の場合も）

▼

認定されればチッソが補償協定を締結

水俣病関西訴訟最高裁判決（2004.10.15）

ポイント①＝感覚障害が認められれば「メチル水銀中毒」

ポイント②＝水俣病の拡大を防がなかった国・県に責任

※以後、救済を求める「未認定患者」が急増

分社化の思惑 ⑩

チッソ 責任の行方は…

指定解除、訴訟…実現遠く

「最終解決」

「最終的にすべて終われば、地域指定の解除を求める」―。

十三日午後、東京・永田町の議員会館。与党プロジェクトチーム（PT）の園田博之座長は、会合後の会見で①PT案を基礎とする救済②最終解決であることの明示③補償・救済のためのチッソ分社化―の立法化などの了承事項を説明。公害健康被害補償法の指定解除という最終目的に踏み出す意向を明らかにした。

しかし、会合に用意されたA4判の資料からは、直前になって「指定解除」の四文字が削られていた。

公健法の指定解除は、不知火海沿岸で新たな患者の発生や認定があり得ないということを意味する。行政にとっての「水俣病の終結」にほかならない。

当然、患者や被害者団体には激しい反発があり、一九九五年の政治決着の時でさえ表立って指定解除を目指す動きはなかった。

温度差

「今の時点ではできるはずがない。断言する」（村田信一・県環境生活部長）

「公健法による申請・救済が終了するのがあるべき姿だ」（西尾哲茂・環境事務次官）

PT後の県と環境省の反応の違いには被害地域からの距離に比例するかのような温度差がある。

指定解除の文字削除は、そうした地元の反発などを懸念する県の意向に、PTが配慮した結果だ。

チッソの分社化についても、当初は親会社が清算した後の残務は県が引き受けるとして県の反発を招いていたが、国が設ける基金などが受け持つ代替案を用意し、決着した。

与党PTで立法化の動きが進展したことを受け、新救済策の費用負担を拒み続けてきたチッソも「これに従う」と、一時金負担受け入れを表明した。

ロケット

それぞれの思惑を胸に、歯車がかみ合い始めた政府・与党と県、チッソ。公明党の木庭健太郎参院議員は「与党案を発射台に載せることができた」と表現した。しかし、ここへきて中川昭一財務相の辞任など政権の屋台骨がぐらつき、ロケットが方全に飛び立てる保証はない。

目標通り今国会での法案提出にこぎつけても、参院で多数を占める民主党の松野信夫参院議員は「与野党協議には応じるが、チッソ分社化が前提なら、妥結しようがない」。

さらに千五百人を超す原告が国賠訴訟を続けている水俣病不知火患者会も、二十七日に大阪地裁で新たな訴訟を起こす構えだ。

熊本学園大水俣学研究センターの花田昌宣教授は「今回の立法化の措置で、チッソが失うものは何もない」とした上で「救済を求めて手を挙げる人たちの陰に、いまだ声すら上げられない人がいる。門戸を閉ざし、幕引きを図るやり方では真の解決には程遠い」と指摘する。

＝おわり

（この連載は石貫謹也、亀井宏二、楠本佳奈子、潮崎知博、毛利聖一、渡辺哲也が担当しました）

分社化の検討が具体化してきたチッソの水俣製造所（中央）を取り巻くように広がる水俣市街地
＝2008年11月（小山真史）

ズーム

指定解除　公害健康被害補償法は、第二条で大気汚染など健康被害の原因が特定しにくい疾病の多発地域を「第一種地域」、原因者がはっきりしている水俣病などの発生地域を「第二種地域」と区別し、疾病とともに政令で指定するよう定めている。政令の改廃には中央環境審議会や関係自治体の首長の意見を聴かなければならない。

2009.2.19

掲載日:2009/02/19　面名:朝三 ページ:003　　熊本日日新聞 :朝刊

連載「分社化の思惑」の最終回
＝2009年２月19日付

水俣病共同声明

知事に「本質的解決を」

11団体結束 立場超え訴え

蒲島郁夫知事の話を聞く11団体の代表ら＝25日午後、県庁（小山真史）

「なぜ、これだけの団体が名を連ねたのか考えてほしい」―。水俣病の最終解決をうたう与党法案の同会提出を受け、十一の被害者団体が二十五日、そろって蒲島郁夫知事に対応見直しを求めた。これまで発言を控えてきた認定患者団体や一九九五年の政治決着を受け入れた団体も共同声明に参加。「チッソ分社化と公害地域の指定解除は、救済とは別問題」とあらためて怒りの声が挙がれた。

【1面参照】

県庁であった蒲島知事との面会。共同声明に応えて「早期救済、解決をすべきだ」と異議を唱えた。

被害者の側も高齢化が進み、かつてのように怒号が飛び交う場面はない。そうした中で互助会会長の諫山茂さんらは顔を紅潮させながら、「患者家族は崩壊状態。案内は身動きが取れず、炊事は私がしている」と生活の実情を訴えた。

胎児性患者の坂本しのぶさん（五三）も含め多くの被害者が「現地の実態を知事自身の目で確かめてほしい」と要望したが、蒲島知事の口から前向きな言葉は出なかった。

今回、統一行動を取った十一団体は考え方や活動の歴史も異なる。それでも「法案を読んで腹が立った。それで一緒に立ち上がった」と水俣病患者連合事務局の弘津敏男さん（五七）。分社化と指定解除の撤回を求める声明は十一団体の「最大公約数の言葉」という。

「認定患者、手帳所持者、勝訴原告、そして未認定患者といくつにも区分された被害者たち」。熊本学園大水俣学研究センターの花田昌宣教授は、その区分は「国の施策が生じさせた」とした上で、共同声明について「被害者の原点を、各団体が確認し合った意味は大きい」と指摘した。

被害者の逆鱗に触れた与党法案。先に六百人以上が連名で撤回を求める声明を発表し、これまでの与党案受け入れ方針撤回を表明する団体も出るなど、法案成立は一段と不透明になりつつある。（石貫謙也）

掲載日:2009/03/26 面名:一社 ページ:035

熊本日日新聞 :朝刊

チッソ分社化に反対し、
蒲島郁夫知事に対応を求める
患者団体などの動きを報じる
2009年３月26日付の記事

水俣病特措法が成立

救済対象2万人

今月にも施行　一時金は今後協議

水俣病救済特別措置法が可決、成立した参院本会議＝８日午前

水俣病未認定患者の救済措置と原因企業チッソの分社化からなる特別措置法が8日午前の参院本会議で、自民、民主、公明各党などの賛成多数で可決、成立した。共産、社民両党は反対した。公式確認から55年を経ながら未解決の水俣病問題は、１９９５年に約１万１千人が対象となった政府解決策以来、２度目の政治決着を図る。環境省は約2万人が対象になり得ると想定している。今月中にも施行される。

【3面に関連記事】

国の認定基準に満たない未認定患者を「被害者」と位置付けた上で、対象者には一時金や療養手当を支給し、医療費を無料化する。

一時金の額は与党案１人50万円、民主党案３人500万円と開きがあり、法に明記せず、被害者団体とも協議して今後決める。

対象となる症状については、95年の政治決着が示した「手足の先端がしびれる四肢末梢優位の感覚障害」のほか、全身性の感覚障害を追加。口の周囲の触覚・痛覚障害、舌の識別覚障害、視野狭窄も考慮する。

認定申請中や損害賠償訴訟を続けている人は対象外としており、申請や訴訟の取り下げが条件となる。3年をめどに、全対象者を確定する。

現在、未認定患者に交付され、医療費を無料にしている新保健手帳は、水俣病被害者手帳」として継続する。

分社化は、現チッソを患者補償や公的債務返済を担う親会社と、液晶など事業を営む子会社に分ける。親会社が持つ子会社株の配当や売却益を補償などの原資とする計画だが、法は「救済が終了し、市況が好転するまで子会社株売却は凍結する」と制限を設けた。

売却益を補償に充てた後、補償会社である親会社は消滅する。被害者団体には「加害責任があいまいになる」という反発もある。

水俣病の認定は、行政が複数症状の組み合わせを条件としていることから患者と認められない人が増加。95年の政治決着では、未認定患者に一時金260万円などを支給した。

その後、2004年の関西訴訟最高裁判決が行政より幅広く被害を認めたことで、再び救済を訴える未認定患者が急増した。

（潮崎知博）

法律に従い努力

チッソの後藤舞吉会長のコメント　この法律で水俣病問題が解決に向かって大きく前進すると期待します。成立に尽くされた国会議員、関係省庁、地元県、市などの皆さまのご努力に心から敬意を表したい。法律に従って最大限の努力を行い、責任を果たしてまいります。

掲載日:2009/07/08　面名:タ ー ページ:001

熊本日日新聞 :夕刊

水俣病特別措置法の成立を報じる2009年７月８日付の記事

水俣病関西訴訟勝訴後の認定患者

チッソ、補償拒否

「高裁判決で決着済み」

一時金求め提訴

水俣病関西訴訟で勝訴した男性(73)が、その後熊本県から水俣病患者と認定され、原因企業チッソとの補償協定に基づく補償を求めたのに対し、同社が「裁判で決着済み」として拒んでいることが5日分かった。男性は7月末、同社に一時金支払いを求める訴訟を大阪地裁に起こした。

【30面に関連記事】

訴状などによると、男性は不知火海沿岸出身で、1950年代後半、関西に移住。84年、熊本県に認定申請する一方、85年には国と県、チッソに損害賠償を求める関西訴訟に原告として参加した。

2001年、大阪高裁は、国と県への損害賠償請求権が消滅する除斥期間を認めたが、チッソには650万円の支払いを命じ、チッソ、原告とも上告せず判決が確定。同社は遅延損害金も含め、約1千万円を支払った。

男性はその後07年8月、公害健康被害補償法(公健法)に基づき県から水俣病と認定され、補償協定による補償をチッソに請求。これに対し、同社が「高裁判決が認めた全額を支払っており、これ以上の支払い義務はない」と拒否したため、一時金1600万円の支払いを求め提訴した。

今回の請求について男性の代理人の田中泰雄弁護士は「補償協定で最低ランクの一時金(1600万円)でも遅延損害金を加えると3600万円以上。少なくとも既に受け取った分との差額2600万円は受け取る権利がある」と説明。

また、「年金などを含めると訴訟が複雑になるため一時金に絞った。勝訴したら、あらためてチッソに請求する」と話している。

チッソは73年3月の水俣病一次訴訟で全面敗訴後、患者側との間で一時金や医療費の支払いなどを定めた補償協定を締結。以後、公健法で認定された患者は、同協定に基づく補償を受けている。

提訴について同社は「弁護士と協議した上で対応を決める」としている。

(石貫謹也)

差額の支払い必要

富樫貞夫・熊本学園大教授(環境法)の話 水俣病の補償協定は認定患者が意思表示すれば補償を受ける権利が発生する仕組み。この男性のケースでも、チッソは未払いの一時金と既に支払った損害賠償との差額を支払う必要がある。一次訴訟判決も、チッソが原告に先に支払った見舞金を差し引いた額の支払いを命じ、チッソもこれを受け入れている。

協定踏みにじる

高倉史朗チッソ水俣病患者連盟事務局長の話 補償協定を最初に結んだ患者は苦しく長い交渉の中で、後に続く人のために「(協定を)希望する者に適用する」という条項を勝ち取った。チッソの行為はそれを踏みにじるもの。補償協定前文にうたわれている患者への謝罪をも拒否するのと同じで、到底加害者の誠意ある対応とは思えない。

掲載日:2009/08/06 面名:朝一 ページ:001

熊本日日新聞 :朝刊

認定患者に対するチッソの
補償拒否を報じる
2009年８月６日付の記事

水俣病

補償拒否のチッソ、黙認の国・県

協定立会人3人が批判

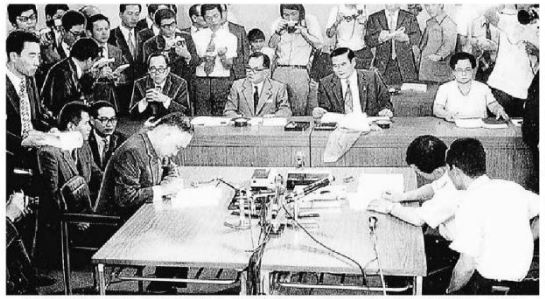

補償協定の調印式を見守る４人の立会人。奥左から沢田一精知事、三木武夫環境庁長官、馬場昇衆院議員、日吉フミコ水俣病市民会議会長＝1973年７月、環境庁

水俣病関西訴訟で勝訴した患者への補償を原因企業のチッソが拒んでいる問題で、補償の根拠となる補償協定締結に立ち会った4人のうち、既に亡くなった三木武夫元首相を除く3人全員が、24日までの熊本日日新聞の取材に応じ、勝訴原告を除外するチッソや、それを黙認する国・県を批判した。

【31面に関連記事】

補償協定は、1973年の水俣病一次訴訟に勝訴した原告と自主交渉派の患者で結成した東京交渉団が、同年7月、チッソとの交渉の末に交わした。調印には、当時環境庁長官だった三木元首相と馬場昇衆院議員(83)、沢田一精知事(88)、日吉フミコ水俣病市民会議会長(94)の4人が立会人となった。

チッソはこれまで補償協定に基づいて認定患者に補償を履行。しかし、勝訴原告の患者たちには「裁判で賠償責任は果たした」との理由で拒んでいる。

同社の対応について馬場元議員は「そもそも勝訴原告が当事者となって交わした補償協定。今ごろになって例外扱いするのは通用しない」と拒絶。

「協定の運用を患者や立会人に相談もせず、加害者が勝手に変えることは許されない」と憤る。

一次訴訟から患者側に立って活動してきた日吉会長は「協定は患者が座り込みや長い交渉を経て苦労して勝ち取った大切なもの。それを守らないチッソはおかしい」と話した。

沢田元知事は協定締結時、「県知事として立ち会った」と強調。「今の知事や国会議員が仲介に乗り出す必要がある」と指摘している。

補償協定は患者の病状などに応じた一時金や医療費、年金などの支給を規定。協定締結時の患者だけでなく、その後行政認定を受けた患者にも「希望する者には適用する」との項目が盛り込まれている。

（石貫譲也、渡辺哲也）

掲載日:2009/10/25 面名:朝一 ページ:001

熊本日日新聞 :朝刊

認定患者に対する補償を
拒否するチッソに対し、
補償協定の立会人３人が
批判していることを伝える
2009年10月25日付の記事

水俣病特措法に基づく未認定患者の救済措置方針

・一時金210万円

・月額1万2900～１万7700円の療養手当

・医療費の自己負担分支給

・3団体には加算金
　水俣病出水の会29億５千万円
　水俣病被害者芦北の会１億６千万円
　水俣病被害者獅子島の会４千万円

「水俣病拡大に責任」

鳩山首相が謝罪

公式確認から54年 慰霊式に初出席

水俣市

水俣病犠牲者慰霊式で献花する鳩山由紀夫首相＝1日午後、水俣湾埋め立て地（野田敬）

「公害の原点」と呼ばれる水俣病の公式確認から54年を迎えた1日、水俣病犠牲者慰霊式が水俣市月浦の水俣湾埋め立て地で開かれ、患者や遺族、市民ら約1100人が参列した。水俣病特別措置法に基づく未認定患者救済への道筋がついた節目として、鳩山由紀夫首相が歴代首相で初めて出席。国を代表し、被害拡大を防がなかった責任を認めて謝罪、「悲惨な経験を再び繰り返さない」と誓った。【3、5、23、24、25面に関連記事】

慰霊式は、犠牲者の冥福を祈り、公害の教訓を後世に伝えようと水俣市などが主催。小沢絶仁環境相や浦島邦夫知事、原因企業チッソの後藤舜吉会長らも参列した。

式では、亡くなった認定患者27人の名簿を奉納。鎮魂の鐘が響く中、参列者が黙とう、献花台に菊の花を手向け、犠牲者の魂に祈りをささげた。

患者・遺族を代表し、小児性水俣病患者の前田恵美子さん(56)、祖父母や父を水俣病でなくした吉永理巳子さん(58)が「祈りの言葉」を朗読。「犠牲になられた尊さまの命、願いをないがしろにしてはいけない」と述べた。

鳩山首相は、水俣病と同様の被害を繰り返さない決意を込め、国連環境計画（UNEP）が2013年の制定を目指す国際的な水銀規制条約について、条約採択の国際会議を日本に招致する考えを表明。「『水俣条約』と名付け、水銀汚染防止への取り組みを世界に誓いたい」とした。

小沢環境相は慰霊式に先立ち、被害者10団体と面会。団体からは、特措法による救済開始を評価する声の一方、被害解明のための健康調査実施など残る課題を指摘する声も上がった。（樋本佳奈子）

鳩山由紀夫首相が参列した
水俣病犠牲者慰霊式を
報じる
2010年５月１日付の記事

掲載日:2010/05/02 面名:朝一 ページ:001 熊本日日新聞 :朝刊

特措法に基づく救済手続き開始に合わせて始めた企画「水俣病は終わっていない」の第１部「乙女塚から」＝2010年５月２日付

乙女塚から [1]

水俣病は終わっていない　第1部

特措法成立
『裏切られた思いだ』

「万感の思いを込めて、本日、5月1日から、申請の受け付けを開始することを表明させていただきます」

1日午後、水俣市の水俣湾埋め立て地に設けられた水俣病犠牲者慰霊式の会場。国の基準で患者と認められない未認定患者の救済が始まったことを、鳩山由紀夫首相が高らかに宣言した。

同時刻ごろ、鹿児島県境に近い水俣市の「乙女塚」では、厳戒態勢が取られた水俣湾埋め立て地とは対照的に、別の慰霊祭が、ひっそり開かれていた。

1973年の一次訴訟判決で、原因企業チッソから損害賠償を勝ち取った原告らでつくる水俣病互助会や、胎児性患者と同世代の未認定患者らでつくる水俣病被害者互助会の会員らが次々と焼香する。そのさまは静かだが、胸中は決して穏やかではなかった。

チッソ分社化を盛り込んだ水俣病特別措置法案をめぐる与野党の綱引きが続いていた昨年6月18日。同法案の内容に反発する互助会、被害者互助会の会員らが東京の民主党本部に当時の鳩山代表を訪ねた。

「与党と安易に妥協しないで」。年々、自由が利かなくなる体を押し、介護の必要な胎児性患者の娘を残してきた会員らが懇願した。近づく総選挙で政権交代し「水俣病行政が変わる」という期待感もあった。

鳩山代表は「命を大事にしない政権が続いている」「皆さんの気持ちを大切にしたい」と応じたが、その2週間後、法案に自公民3党が合意。旧与党案の大枠はそのまま、あっさり成立した。

「首相になるのが確実だった人の言葉だっただけに、裏切られた思いだ」。互助会会長の諫山茂さん(80)は慰霊祭後、険しい表情で語った。胎児性患者の坂本しのぶさん(53)の母フジエさん(85)も「分社化でチッソが消えたら、私たちはどうすればいいのか」と訴えた。

乙女塚は、水俣病を題材にした一人芝居で全国行脚した故・砂田明さんが1981年に建立した。胎児性患者の上村智子さんが、わずか21歳で亡くなったことがきっかけだった。塚の中には智子さんが使っていた食器などの遺品が納められている。

生きていれば、53歳になっていたはずの智子さん。父好男さん(75)には、しのぶさんら今を生きる胎児性患者が重なって見える。

「胎児性患者の病像は未解明。医療や福祉もまだまだだ。首相にはすべてを解決して来てほしかった」。乙女塚に降り注ぐ木漏れ日を見上げるように、好男さんが話した。

（石貫謹也）

水俣病の公式確認から54年。国の基準で患者と認められない未認定患者の救済が、水俣病特別措置法と熊本地裁での和解基本合意によって大きく動き出した。しかし、水俣病問題には多くの課題も残されている。それらの課題を検証する企画「水俣病は終わっていない」。第1部「乙女塚から」は、早期決着の道からあえて距離を置き本質的解決を求める人たちの日常を追った。

乙女塚であった慰霊祭で焼香する上村好男さん＝水俣市

2010.5.2

掲載日:2010/05/02　面名:二社 ページ:024　　熊本日日新聞 :朝刊

水俣病

救済申請 7月末期限

特措法 環境相が表明

細野豪志環境相は3日、水俣病特別措置法に基づく未認定患者救済の申請手続きについて「期限を設定して可能な限り救済するのが政府の取るべき立場だ」と述べ、今年7月31日で受け付けを終了すると正式表明した。

特措法は2010年5月の申請開始から「3年以内を目途に救済対象者を確定する」と規定。細野環境相は期限を7月末とした理由について「特措法の枠組みであたう限りの救済を考えれば、しっかり申請していただく期間として半年程度必要と判断した。期限を先延ばしするより（半年を）どう有効に使うかが一番大事だ」と述べた。

さらに、申請者の検診、判定作業に最長約9カ月かかる例を挙げ、13年4月末に救済対象者を確定するためには「ぎりぎりの線で期限を設定した」と強調した。

一方、取り組みが不十分と指摘されている行政の周知活動について、細野環境相は「半年間、徹底して広報する」として、日本医師会などを通じた周知強化策を表明。熊本、新潟両県で、偏見を恐れて医療機関の受診に抵抗がある人への出張検診を計画していることも明らかにした。

特措法の申請期限をめぐっては、複数の被害者団体が「早期の締め切りは拙速だ」と批判している。

特措法に基づく救済は汚染魚を多食し、手足の感覚障害などの症状がある人に一時金210万円や療養手当、医療費を支給。昨年末までの申請件数の累計は熊本、鹿児島、新潟3県で4万9636人に上る。（渡辺哲也）

【3、28、29面に関連記事】

会見する細野豪志環境相
＝3日、東京・霞が関の環境省

未認定患者の救済について
環境省が2012年７月末に申請を
締め切ると正式発表したことを伝える
2012年２月４日付の記事

掲載日:2012/02/04 面名:朝一 ページ:001 熊本日日新聞 :朝刊

迫る申請期限 6

特措法救済

国と被害者 軸足に違い

「できる限り」と「すべて」

水俣病犠牲者慰霊式が営まれた5月1日。水俣市入りした細野豪志環境相は、被害者団体との懇談で「皆さんの話をしっかり聞かせていただきます」と切り出した。被害者側が未認定患者救済の申請期限を見直すよう訴えると、即座に釈明した。「期限はぎりぎりの設定でした。あたう限りの救済を達成するのが私たちの役割です」

「あたう限りすべての救済」―。水俣病特別措置法は国と県、原因企業チッソの責務をそう明記した。しかし「できる限り」と「すべて」を並べた条文は、立ち位置によって解釈に温度差を生じさせる。

特措法の制度設計に携わった小林光・元環境事務次官は「あたう限りとは、被害者と認め得るぎりぎりまで救済範囲を広げたことが一つ。その上で、かなりの数の人をいかに迅速に救うかという趣旨だった」と振り返る。

国側は、原則的に手足の感覚障害のみを対象とした1995年の政府解決策に比べ、特措法は症状要件を広げたと強調。小林元次官は、対象外地域からの申請も汚染魚多食の証明があれば「門前払いしない」、判定手続きも「迅速さに力点を置いた」と話す。

一方、被害者側が軸足を置いているのは「すべての救済」だ。水俣病不知火患者会は潜在被害者の存在を重視し、不知火海沿岸の住民健康調査による被害の全容把握を国に求めている。

しかし環境省は調査を実施せず、特措法の周知活動に力を注ぐ。県内外での説明会のほか、細野環境相も4度、現地や都心の街頭で広報チラシを配布。「期限までできる限りの手を尽くす」（同省幹部）とする国側のこうした動きに、被害者側は冷ややかだ。不知火患者会の林田直樹事務局長は「本来は被害者側に立つべき環境省との距離を、ものすごく遠く感じる」。

水俣病特別措置法の救済制度をＰＲする細野環境相（右）と横光副大臣（左）＝６月29日、東京・新橋

被害者側には申請期限が「水俣病問題の幕引きにつながる」との懸念がある。「幕引きではない」と否定する環境省は、医療・福祉の充実や地域再生への努力を強調するが、期限後に救済を求める人が出た場合の対応を問われても「そういうことがないよう周知に努める」と繰り返すだけだ。

熊本学園大の丸山定巳教授（環境社会学）は「大量の認定申請を減らしたい行政と分社化で水俣病から逃れたいチッソ。両者の思惑が一致して成立した特措法は、被害者救済を主目的にしていない」と指摘する。

特措法成立の契機となった2004年の関西訴訟最高裁判決で、国と熊本県の加害責任が確定。その責任を検証するため発足した環境相の私的懇談会は、恒久的な救済枠組みの構築を提言した。それが実現しなかった理由を、懇談会委員だった丸山教授は推し量る。

「救済が進むほど被害実態は明らかになる。責任の度合いがさらに増すのを恐れたのではないか」

（石貫謹也、渡辺哲也）

＝第10部終わり

水俣病は終わっていない　第10部　2012.7.6

救済申請の締め切り直前に展開した
連載「迫る申請期限」の最終回
＝2012年７月６日付

掲載日:2012/07/06 面名:二社 ページ:030　熊本日日新聞 :朝刊

水俣病の国基準 否定

「医学的正当性ない」

女性認定 熊本県に命令

大阪地裁判決

水俣病関西訴訟の最高裁判決で被害を認められながら、行政から水俣病と認定されていない大阪府島中市の女性(84)が、熊本県知事の認定申請棄却処分の取り消しと認定義務付けなどを求めた訴訟の判決で、大阪地裁(山田明裁判長)は16日、複数症状の組み合わせに限定する認定基準(1977年判断条件)について「医学的正当性がない」と否定し、県の棄却処分を取り消し、女性を水俣病に認定するよう命じた。

【28、30、31面に関連記事】

判決は、原告女性を手足の感覚障害のみの症状で水俣病と認めており、同様の症状を要件にした認定患者救済に影響が出る可能性がある。

判決理由で、山田裁判長は「症状の組み合わせがない限り水俣病と認められない」とする被告の主張には、「医学的正当性を裏付ける的確な証拠が存在しない」と判断。その上で「把握できる神経症状が感覚障害のみの場合はメチル水銀曝露や症状の内容などを総合的に検討して水俣病か否かを判断すべき」と指摘。原告女性の同居者に認定患者がいた点や感覚障害の発症が水銀曝露時期と一致していることなどを挙げ、水俣病と認定した。

水俣病事件で長年の争点だった77年判断条件に基づく棄却処分を違法とした司法判断は、86年の熊本地裁以来2例目。2005年施行の改正行政事件訴訟法で導入された義務付け訴訟による水俣病患者認定は初めて。

判決によると、女性は水俣市生まれ。71年に兵庫県尼崎市に転居した。80年に熊本県から認定申請を棄却され、88年に関西訴訟に加わった。04年の最高裁判決で勝訴した。

が、国の行政不服審査会は07年、県の棄却処分を追認し、女性の不服審査請求を棄却した。(渡辺哲也)

意義ある判決

原告側代理人の田中泰雄弁護士の話 現行の判断条件だけを唯一の基準としていた国などの主張を「根拠がない」と指摘した意義ある判決。国は水俣病の被害補償の枠組みを再度、見直すべきだ。

慎重な対応を検討

小沢紘一環境相のコメント 2004年の水俣病関西訴訟の最高裁判決では、水俣病認定基準については見直しの指示がなく、本件と同様に棄却処分が争われた1997年の福岡高裁判決においては「認定基準が」ではなく、「認定基準の適用」であると判断された。今後については、熊本県内容であることから、国と協議して慎重な対応を検討していきたい。

救済は進める

蒲島郁夫知事の話 判決の一報を聞いて驚いた。判決理由を分析し検討して、国と協議しながら慎重に対応したい。水俣病特別措置法に基づく救済は重要なものと考えているので、判決とは別にしっかり進めていきたい。

ズーム

1977年の判断条件 水俣病発生についてチッソの責任を認めた1次訴訟後、認定申請者急増でチッソは経営危機に直面。県の処分も滞った。国は県の認定業務を一部肩代わりするとともに1977年、環境庁(環境保健部長通知として「後天性水俣病の判断条件」を提示。感覚障害を中心に複数の症状がなければ水俣病と認めないことになり、以後、大量の棄却処分が続いた。一方で、翌年には、県が県債で集めた資金をチッソに貸し付ける公的支援が始まった。

判決後の会見で判決内容を説明する原告側代理人の田中泰雄弁護士(右から2人目)=大阪地裁

水俣病認定基準をめぐる原告・被告の主張と大阪地裁の判断

原告の主張	被告の主張
医学的根拠や正当性を欠く。公害健康被害補償法の立法趣旨や目的からみて、水俣病の診断基準としての適格性も欠く	定説的な医学的知見に基づき、これに反しない程度で可能な限り救済の間口を広げるために設定された合理的な基準

大阪地裁の判断

1977年の判断条件に医学的正当性を裏付ける的確な証拠はなく、複数の症状の組み合わせがない場合でも、水俣病と認める余地がある。臨床上把握しうる神経症状が四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病も存在すると認められ、疫学的条件や症状の内容などを総合的に検討して水俣病か否かを判断すべき

掲載日:2010/07/17 面名:朝一 ページ:001

熊本日日新聞 :朝刊

国の認定基準を否定した大阪地裁判決を報じる2010年７月17日付の記事

水俣病 国の基準否定

「溝口訴訟」控訴審

不十分で運用不適切

福岡高裁判決 県に認定命じる

水俣病の認定審査に必要な病歴調査を放置され、棄却処分となった故溝口チエさんの次男秋生さん（80）＝水俣市＝が、熊本県による処分の取り消しと認定義務付けを求めた訴訟の控訴審判決で、福岡高裁は27日、請求を退けた一審の熊本地裁判決を取り消し、県にチエさんを水俣病と認定するよう命じた。判決は、複数の症状の組み合わせを必要とする国の水俣病認定基準について「十分であるとは言い難い」と指摘、感覚障害だけの被害で水俣病と認定し、国の基準の妥当性を否定した。【23、24、25面に関連記事】

国の基準を否定し、県に水俣病認定を義務付ける判決は、2010年7月の大阪地裁に続き2回目で、高裁では初めて。現行の認定基準の見直しを求める声が再燃し、7月末に申請が締め切られる水俣病特別措置法を巡り、審査済の件数が問われることになりそうだ。

判決理由で、四浦毅裁判長は「メチル水銀に対するばく露状況、生活状況等を総合的に考慮することにより、水俣病と認める余地がある」と判断。環境庁が1977年に通知した判断条件による認定基準について、本来認定されるべき申請者が除外されていた可能性を否定することができず、判断条件が唯一の基準として運用されたことは、適切であったとは言い難い」と批判した。

県の処分が漏れたことについては「手続きの瑕疵ではない」とした。

チエさんは74年に認定申請し、77年に死亡した。県は17年後の94年、生前に受診していた病院を調べたが、既にカルテは消失していた。申請から21年後の95年に棄却した。溝口さんは01年12月に提訴。08年1月、熊本地裁は「水俣病と認める証拠がない」として、請求を退けた。（小林義人）

よく認めてくれた

原告の溝口秋生さんの話　（母が水俣病だったと）よく認めてくれた。当たり前といえば当たり前だが、見事な判決だった。

画期的な判決

原告代理人の山口紀洋弁護士の話　認定基準を実質的に覆した画期的な判決。救われるべき多くの人が、現行基準で除外されてきた可能性まで示した。特別措置法による未認定患者への対応の根拠も否定されたといえる。

重く受け止める

溝口郁夫知事の話　県として、判決を重く受け止めている。判決を見たばかりで、今後の対応に関しては（水俣病の）判断基準なども含めて、国と協議する。（上告するかについては）今の段階ではなにもえられない。

判決骨子

- 現行の水俣病認定基準は唯一の基準とするには十分ではなく、運用も適切と言い難い。本来認定されるべき申請者が除外されていた可能性は否定できない
- 原告の母親には手足や口の感覚障害があり、メチル水銀の摂取歴や生活環境などを慎重に検討すれば水俣病と認定できる
- 熊本県の棄却処分は違法で、水俣病認定をするべきなのは明らか

ズーム

水俣病認定義務付け訴訟　行政に特定の行政処分を命じるよう求める義務付け訴訟は、2005年施行の改正行政訴訟法で新設。水俣病をめぐり係争中の2件のうち、1件が溝口訴訟。もう1件は水俣病関西訴訟の勝訴原告が大阪地裁に提起した。同訴訟では大阪地裁が10年7月、熊本県に認定を命令。控訴審判決が4月12日、大阪高裁で言い渡される。

逆転勝訴の判決直後、母親チエさんの遺影を手に喜びを語る溝口秋生さん。「壁を破りたい」という思いを込めた自筆の書も掲げた＝27日午後、福岡市の福岡高裁（小林義人）

国の認定基準は不十分と指摘した福岡高裁判決を報じる2012年２月28日付の記事

掲載日:2012/02/28 面名:朝一 ページ:001

熊本日日新聞 :朝刊

義務付け訴訟

「水俣病の幕引きか」

大阪高裁判決 原告ら怒り、落胆

「歴史を後ろに引き戻す判決だ」「水俣病問題の幕引きを図る政治に迎合している」。水俣病認定義務付け訴訟で大阪高裁が国の認定基準を妥当として一審判決を覆し、原告逆転敗訴を言い渡した12日、原告弁護団や支援者からは怒りと落胆の声が相次いだ。一方、県や環境省には安堵の空気が広がった。【1面参照】

判決後の報告集会で、落胆した表情を見せる支援者ら ＝12日午後、大阪市の大阪弁護士会館（小野宏明）

大阪高裁202号法廷。判決言い渡しの瞬間、傍聴席の原告側支援者らこえっ、と驚きの声が上がった。

2010年の一審判決は、国の認定基準を「医学的正当性がない」と否定。別の認定義務付け訴訟である溝口訴訟でも今年2月、福岡高裁判決が「十分とは言い難い」と指摘した。一連の司法判断の流れもあり、勝訴を確信していた弁護団からは「想定外だ」との声が漏れた。

体調が悪化し、寝たきりになっている水俣市出身の原告の女性（86）＝大阪府豊中市＝に代わり、判決を聞いた長女（66）は無言でうつむいたまま。報道陣の問い掛けに「ショックです。母は今日も勝ってくれると信じていた。なんと伝えたらいいのか…」。

閉廷後、大阪弁護士会館で開かれた報告集会でも怒りの声が相次いだ。

原告を長年診察してきた阪南中央病院の三浦洋理事長（69）は「判断条件は狭すぎるとした（04年の）最高裁判決を飛び越え、後ろに下がる判決。政治に迎合する内容だ」と批判。水俣病被害者互助会の佐藤英樹会長（57）は「これまでの流れと水俣病訴訟の歴史を無視しており、被害者のことを理解していない」と憤った。

一方、亡くなった母（60）も「勝てばかなり弾みがつくはずだった。極めて不当な判決だ」と話した。（辻加左、横井誠、隅川俊彦）

国「妥当な判決だ」 県は慎重姿勢崩さず

水俣病の認定基準について、県と国の主張が認められた12日の大阪高裁判決。県は慎重な姿勢を保つ一方、国は「妥当な判決だ」と胸を張った。

「勝訴」の一報にも、村田信一知事は「判決を精査する前に主張が通った、とは断言できない」と複雑な表情。2月の溝口訴訟控訴審判決では主張が退けられ、今回は地裁と高裁で勝ち負けが入れ替わる長女（66）は無言でうつむいたまま。報道陣の問い掛けに「ショックです。母は今日も勝ってくれると信じていた。なんと伝えたらいいのか…」。

閉廷後、大阪弁護士会館で開かれた報告集会でも怒りの声が相次いだ。

原告を長年診察してきた阪南中央病院の三浦洋理事長（69）は「判断条件は狭すぎるとした（04年の）最高裁判決を飛び越え、後ろに下がる判決。政治に迎合する内容だ」と批判。水俣病被害者互助会の佐藤英樹会長（57）は「これまでの流れと水俣病訴訟の歴史を無視しており、被害者のことを理解していない」と憤った。

一方、亡くなった母（60）も「勝てばかなり弾みがつくはずだった。極めて不当な判決だ」と話した。（辻加左、横井誠、隅川俊彦）

チッソ水俣病患者連盟の高倉史朗事務局長（60）は「今回も負けていたら、特別措置法の救済から認定申請に流れる人が増えるなど、混乱が生じただろう」とほっとした表情。

一方、環境省の「環境行政に関する全国説明会」のため、熊本市を訪れていた南川秀樹事務次官は「認定基準の認定義務付けを求め、2月の福岡高裁判決で勝訴した水俣市の溝口秋生さん（80）は同市で会見し「こんな判決が出るから水俣病は50年も終わらない。最高裁で勝つまで一緒に頑張っていく」と残念がった。

チッソ水俣病患者連盟の高倉史朗事務局長（60）も「勝てばかなり弾みがつくはずだった。極めて不当な判決だ」と話した。（辻加左、横井誠、隅川俊彦）

環境省では、寺田達志政務環境審議官が報道陣に淡々と応じ、知事の主張が認められた妥当な判決だ」。国の認定基準を「医学的見解からみて相当」とした判決内容に触れ、「変更しなければならない医学的知見は出てきていない」と評価した。（潮崎知博、渡辺哲也、内田裕之）

大阪高裁が国の認定基準は妥当と判断し、原告女性が逆転敗訴した際の関連記事。写真は落胆する支援者ら。2012年４月13日付。

掲載日:2012/04/13 面名:二社 ページ:028

熊本日日新聞 :朝刊

水俣病認定を巡る最高裁判決について報じる2013年4月17日付の記事

水俣病 最高裁が初認定

救済の幅広げる

溝口さん勝訴確定

大阪は審理差し戻し

水俣病の認定申請を棄却された女性2人の遺族が、熊本県に水俣病と認定するよう求めた行政訴訟の上告審判決で、最高裁第3小法廷は16日、水俣病認定について「個別の事情と関係証拠を総合的に検討し、個別具体的に判断すべきだ」との初判断を示し、弾力的な運用を求めた。その上で、水俣市の故溝口チエさん（1977年死去）を水俣病と認め、次男秋生さん（81）が逆転勝訴した。両親の上告を棄却した。【最高裁に】次男秋生さんの患者認定は初めて。県の敗訴が確定した。【2、3、27、28、29面に関連記事】

勝訴が確定し、支援者が持つ母親チエさんの遺影の横らで笑顔を見せる溝口秋生さん（中央）＝16日午後3時10分すぎ、最高裁南門前（小野宏明）

一審で水俣病と認められた大阪府豊中市の女性（水俣市出身）を逆転敗訴とした二審判決は棄却し、大阪高裁に審理を差し戻した。77年に旧環境庁が示した現行の基準では、公害健康被害補償法の対象となる水俣病の認定は、手足の先の感覚障害と他の症状との組みあわせが要件。最高裁は、県の審査ではほとんど認められない例がないに「感覚障害のみの水俣病」を認めた。

行政訴えず裁判が示された」ことで、新たな訴訟が続く可能性がある。水俣病特別措置法による救済策が進む中で、補償・救済制度の見直しを求める声も高まりそうだ。

寺田逸郎裁判長ら5人の裁判官全員一致の結論。水俣病認定の在り方について、2件の高裁判決で分かれていた判断を統一した。

現行の認定基準について「迅速かつ適切な判断」を行うため「として一定の合理性を認める一方、行政の審査手法については、メチル水銀の摂取、摂取量や生活歴などを多角的に考慮し、「県の判断に不合理がある」か「に限定した大阪高裁の判断に誤りがあるとして、行政の裁量に委ねられる余地がある」との解釈を示した。

水俣病が どうかを裁判で判断する手法については、「県の審査手法について、「県の審査は、心からおわびしたい。申し訳ない気持ちでいっぱいだ。判決の重みが厚く受け止める。今後の県の対応については、判決の趣旨を踏まえ、迅速かつ適切な対応を」と指摘した。

県は、今後の対応について、「判決の趣旨を踏まえ、迅速かつ適切な対応を」と指摘した。

環境省は、「公害健康被害の判断を求めたい」と考えている。

非常に大きな意義

弁護士の話　溝口秋生さんの代理人・山口紀洋　溝口チエさんの遺族は、心からおわびしたい。申し訳ない気持ちでいっぱいだ。判決の重みが厚く受け止める。今後の県の対応については、判決の趣旨を踏まえ、迅速かつ適切な対応を」と指摘した。

環境省判断求める

環境省　蒲島郁夫知事の話　初審の審査手法については、県の審査は、心からおわびしたい。申し訳ない気持ちでいっぱいだ。判決の重みが厚く受け止める。今後の県の対応については、判決の趣旨を踏まえ、迅速かつ適切な対応を」と指摘した。

最終勝利を目指す

大阪訴訟の原告側代理人・田中泰雄弁護士の話　判決は、司法審査の在り方、公害健康被害補償法の解釈について、主張を認めており、高く評価する。司法の誇るべき姿を示した。

2判決の内容精査

佐藤敏信・環境省環境保健部長の話　二つの判決の詳細を把握しておらないが、熊本県が高裁で敗訴したものは上告を棄却し、熊本県が勝訴したものについては高裁へ差し戻したものと承知している。両判決について、関係者と協力しつつ、その内容について精査する。

水俣病訴訟最高裁判決 骨子

- 認定基準は迅速・適切な判断のためという現在で合理性があるが、複数症状の組み合わせがなくても、水俣病と認定する余地がある
- 感覚障害だけの水俣病が存在しないという科学的実証はない
- 水俣病の認定は、客観的事実を確認する行為。個別の事情と関係証拠を総合的に検討し、個別具体的に判断すべきだ
- 女性の認定を巡に命じた福岡高裁の判断は是認できる
- 大阪高裁判決は破棄し、女性が水俣病かどうか審理を尽くさせる

Q ズーム

水俣病認定基準　山崎賢庁が1977年に通知した。後天性の水俣病の有無の判断条件。では、手足の先の感覚障害のほか、運動失調や視野狭窄（きょうさく）など複数症状の組み合わせを求め、従来の基準を事実上、厳しく変更した。以降、人数の乱発処分が続いた。2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決は、国の基準より幅広く認定を認めたが、09年に水俣病特別措置法を創設。約6万5千人が申請している。

水俣病認定訴訟　熊本県による水俣病の患者認定義務づけを求めた行政訴訟。水俣市の溝口秋生さんはこの訴えを起こした母チエさんの認定を、大阪府豊中市の女性は自身の認定を求めて提訴。女性は3月に死去、遺族が訴訟を引き継いだ。大阪の女性を関西訴訟の最高裁判決で認定を認められたが、行政から患者認定されていない。2012年の福岡高裁判決は国の認定基準について「十分とは言い難い」と斉藤裁判長が逆転勝訴。同年の大阪高裁判決は妥当性を認め、人数の女性が逆転敗訴した。二審で敗訴した側が上告した。

掲載日:2013/04/17　面名:朝一 ページ:001

熊本日日新聞:朝刊

水俣病特措法と司法判断の経過

2010年５月　特措法に基づく救済手続き始まる

2010年７月　大阪地裁判決（認定基準を否定）

2012年２月　福岡高裁判決（認定基準は不十分）

2012年４月　大阪高裁判決（認定基準は妥当）

2012年７月　救済申請締め切り

2013年４月　最高裁判決（福岡高裁判決を支持）

原田正純先生の寄稿
＝２０１２年５月１日付

「5・1」を考える――水俣病公式確認56年

水俣病の公式確認から56年。水俣病特別措置法による未認定患者救済の終わりが近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う原田正純医師に寄稿してもらった。

寄稿　医師・原田正純

【1面参照】

今年も5月1日がやってきた。水銀に汚染され、無残にも封じ込められたその上で無数の生類たちが埋め立てられたその上で毎年、水俣病犠牲者慰霊式が行われる。一昨年は旭山紀夫首相（当時）も出席した。政府・県・市などの行政関係者、チッソ関係者、患者と家族、マスコミ関係者が、水銀ヘドロの埋め立て地に集まって合同慰霊式が物々しい警戒のうちに行われる。

この日が水俣病公式確認の日であることは参列者の多くが知っているだろうが、国道3号線のすぐ下に、水俣病公式確認の契機となった第1号患者が、ひっそりと、生き続けていることを何人が意識しているだろうか。3号線からわずか100㍍も離れていない家に半世紀以上も密やかに、病魔との孤独な闘いを続けているのである。

その田中実子さんと会うと、水俣病は決して過去の話ではないことが分かる。彼女の姉は5歳で発病し、すぐにだめになった。母親もなく母は食事を取ることもできず、終日泣って手をすり合わせるなど常同運動を繰り返している。一生懸命に介護していた両親はとっくに亡くなってしまった。母親が「この子を残して死ぬことは耐えられない」と涙ぐみながら訴えられたことがあった。これは単なる病気ではないのである。企業が起こした傷害・殺人事件で犯罪なのである。亡くなった両親に代わって介護していた別の姉もまた、病に倒れ療養中である。信じられないことだが、この姉は認定されていない。

3歳で発病した生実さんは1973年に原告側が勝訴した1次訴訟を通して一時金1800万円と月々の手当が出ているが、問題が終わったものとして世間から注目されることも少なくなった。5月1日の慰霊式の日にさえ訪れる者もなく、マスコミに取り上げられることもない。1次訴訟のあの時の熱気はどこへ行ったのだろう。津奈木の茂岬にも、芦北の女島にもひっそりと暮らしている胎児性水俣病患者がいる。この子たちも50歳を超えているのに忘れられたように、問題は解決済みとばかりにマスコミに取り上げられることもない。自宅で寝たきりで、年老いた両親から必死に介護されている患者がいることを、環境大臣だって全く認識していないのではないか。裁判官が判断したように、これは企業と行政の犯罪行為なのである。

1次訴訟原告の浜元二徳さんは両親が急性劇症で殺され、自ら車椅子生活になった。これは事故ではない、殺人事件なのだ。七転八倒する父親を押さえつけ、看病と恐怖と無念が、チッソの会長や社長らに想像できるだろうか。二徳さんは「ダイナマイトで工場を爆破しようと思ったが、従業員のことを考えるとやめた」と語ってくれた。この優しさの何分の一かをチッソが持っていたなら、水俣病の原因は違ったものになっていただろう。

補償で解決…忘却される患者

「今こそ水俣病の原点に立ち戻るべきだ」と話す原田正純さん＝熊本市の自宅で（白本智）

私と胎児性患者との初めての出会いとなり、胎児性患者との確認につながったのが金子一家である。父親は原因不明で熊本神経科に入院したが、後に水俣病となり、兄は小児性水俣病となり、弟は胎児性水俣病と診断された悲劇の一家である。病名に加えて差別と貧困もあった。家族の話を聞くたびに水俣病という社会病の根の深さに心が痛む。しかし、その記憶は次第に薄れ掛けている。

「何が辛かったかというと、親戚、近所の人の冷たい目。学校の先生まで差別した。チッソも憎かったが、まわりも憎かった」と、2人の娘が公式確認第1号患者となった故緒方ハツさんは繰り返し語ってくれた。近所はもちろん親戚からの差別にまで耐えなくてはならなかった。行政は全くの無策であるばかりでなく、チッソ擁護にまわった。信じられないことだが、基礎とされた政令も労働省らも無関心を装っていた。その後の歴史で彼らは政策的にも思想的にも大転換するのだが、それは70年代に入ってからである。

水俣病確認から半世紀。現在、多くの不知火海沿岸住民が水俣病特別措置法の申請に手を挙げている。彼らの大部分は間違いなく影響を受けているものである。彼らがようやく申請した頃は、自分が水俣病と思っていなかった人、政治的に隠そうとしてきた人、無関心だった人、差別を怖がって隠してきた人、認定された患者を差別してきた人など、さまざまである。

現在、行政・チッソはわずかばかりの和解金で水俣病問題に終止符を打とうとしている。患者の「生きているうちに救済を」という患者の願いを逆手に取っているとしか思えない。その証拠に、行政が主導しチッソの社員まで巻き込んだ市議運動で、現在の救済制度をPRしている。医学的には症状は「人一人異なり、程度にも差があるのが常識である。一律補償は本来医学とはなじまないし、医学的実態の解明に大きな禍根を残しかねない。将来の医学研究に禍根を残しかねない。

「生きているうちに救済を」というスローガンの裏にある意味を強く汲むべきであろう。裁判官も弁護団も支援者も、原告は病人であるから急くように「と主張するのを聞いたことがない。行政、チッソは提訴して引き延ばせば投入も担当者も代わる。先延ばしすれば良い。78年12月、一部の患者が起こした「待たせ賃訴訟」で、熊本地裁、福岡高裁ともに、処分は2年が相当」という判決が出たことがある。原告が病人であることを考えれば妥当な判決であったろう。しかし、それは完全に無視され続けている。裁判の長さと煩わしさを考えるなら和解の方に手を差しのべるのは当然であろう。

申請から21年目（ことし）で18年（）に認定を棄却された女性が起こした裁判がある。提訴から11年目の今年2月27日に、福岡高裁は水俣病と認める判決を下した。しかし、熊本県は3月18日、「行政の根幹にかかわる」として上告した。「行政の根幹」とは何なのか、県民に分かるように説明すべきである。

「行政の根幹」発言もチッソ会長の「種」発言も、自分の子どもが、夫が、妻が狂死した現場にいたという想像力があったら少しは違ったものになっただろう。普通の事故や病死ではないことを銘記すべきである。

◇はらだ・まさずみ　1934年生まれ。59年熊本大医学部卒。同大大学院修了。神経精神科助手、講師を経て72年同大体質医学研究所助教授。99年熊本学園大社会福祉学部教授。「水俣学」を開講。2010年同大退職。熊本市在住。

「企業と行政の犯罪」と銘記を

用語解説

水俣病の公式確認　1956年5月1日、チッソ付属病院の細川一院長らが水俣市の幼い姉妹について、「原因不明の疾患の発生」を水俣保健所に届け出る。

1次訴訟　患者側が1969年、原因企業チッソを相手に起こした水俣病事件に関する県内初の裁判。73年の熊本地裁判決は企業責任を断罪。チッソが患者側に、一切の請求権放棄を約束させていた見舞金契約は公序良俗違反とし、無効にした。

水俣病特別措置法　2009年、未認定患者救済とチッソ分社化をセットにして成立。救済対象者には210万円の一時金などが支給される。10年5月に受け付けが始まってからの申請は約5万3千件。環境省は今年7月31日を申請期限と定めている。

待たせ賃訴訟　「待たせ賃」は認定処分の遅れによって申請者が受けた精神的苦痛に対する慰謝料。患者運動のリーダーだった故川本輝夫さんが名付けた。1978年提訴。一審熊本地裁も二審福岡高裁も原告側が全面勝訴したが、最高裁は福岡高裁に差し戻し。原告側の全面敗訴となった。

水俣病の棘抜（しょこく）　チッソの後藤舜吉会長（当時）が2010年、社内報の年頭所感で、水俣病特別措置法に基づく事業会社設立に触れ、「水俣病の棘抜から解放されることで経営は安定し、社員のモラールも向上すると期待する。と表現。被害者側が反発した。

原田先生の死去を報じる２０１２年６月12日付の記事

原田正純さん死去

水俣病研究の第一人者

77歳

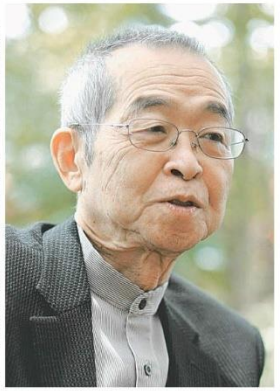

水俣病事件に長く向き合い、水俣病研究の第一人者だった医師、原田正純（はらだ・まさずみ）さん＝神経精神医学＝が11日午後10時12分、急性骨髄性白血病のため熊本市東区長嶺南7の1の30の自宅で死去した。77歳。通夜、葬儀の日程は未定。

熊本大医学部卒。1972年から同大助教授。99年から2010年まで熊本学園大教授を務めた。

熊本大大学院生だった61年から水俣に通い続け、多くの水俣病患者を診察。ライフワークともなった胎児性水俣病の研究では、日本精神神経学会賞を受賞した。水俣病訴訟の法廷では患者側に立った証言を続け、長年の臨床経験から構築した病像論を展開した。

活動は海外にも及び、カナダやアマゾン川流域などの水銀汚染やアジアのヒ素中毒、ベトナムの枯れ葉剤の影響など世界各地の環境汚染の現場で調査を継続。三池炭鉱の炭じん爆発によるCO（一酸化炭素）中毒やカネミ油症事件など研究対象も多岐にわたった。熊本学園大では、水俣病事件を学際的にとらえる「水俣学」を提唱した。

「水俣病」（岩波新書）や子ども向けの「水俣の赤い海」（フレーベル館）など著書多数。「水俣が映す世界」は大仏次郎賞、「水俣、もう一つのカルテ」は熊日文学賞。環境保護への貢献から、94年にUNEP（国連環境計画）のグローバル500賞、2001年に熊日賞。10年には「KYOTO地球環境の殿堂」入りが決まった。（石貫謹也）

さみしかですね

作家・石牟礼道子さんの話　1カ月ほど前にお会いしたばかりでしたが…。（体調が悪いと聞いており）覚悟しておりました。さみしかですね。何と申し上げてよいか分かりません。

多くを学んだ

丸山定巳・熊本学園大教授の話　胎盤は毒物を通さないという医学の定説に疑問を投げかけ、胎児性水俣病の存在を証明したことは大きな功績だった。1969年に水俣病1次訴訟が提起されたころからの付き合いだったが、医学分野でとんちんかんな質問をしても、ざっくばらんに応じてくださった。私自身、原田先生から多くのことを学んだ。非常に惜しい人を亡くした。

業績は大きい

富樫貞夫・熊本大名誉教授の話　医学の枠にとらわれず、患者に寄り添いながら非常に幅広い活動を続けられた。水俣病を極めて分かりやすい表現で、国内だけでなく世界に伝えてくれた業績は大きい。原田さんがいなければ、水俣病はこれほど幅広く認知されなかっただろう。

残念でならない

水俣病被害者互助会事務局の谷洋一さんの話　被害者の立場に立ち、水俣病問題を切り開いてきた医師だった。本当に残念でならない。原田先生なくして、胎児性患者の存在などが明らかにされることはなかった。やり残したことがある、また水俣に行きたい、とおっしゃっていた。

掲載日:2012/06/12　面名:朝一 ページ:001

熊本日日新聞 :朝刊

原田正純先生の言葉

「力の差がある中で真ん中に立つことは、
強者を利することがある」

▼

力をもたない側の声は小さいから、
できる限り相手に近づいて目を凝らし、
耳をそばだてて取材しなければならない

最後にお知らせ

水俣病被害者互助会の７人が患者認定を
求めた裁判が今月26日、熊本地裁で
結審します。その後の判決も含め熊日電子版や
熊日紙面でご覧ください。

ご清聴ありがとうございました。